# 政府管掌健康保険事業等に関する行政評価・監視の局長通知に伴う改善措置状況(その後)の概要

## [調査の実施時期等]

1 実施時期 平成13年1月~9月

2 調査対象機関 厚生労働省、地方社会保険事務局、社会保険事務所、レセプト点検事務センター

〔通知日及び通知先〕 平成13年9月13日、厚生労働省に対し局長通知

〔回答年月日〕 平成14年4月24日

「その後の改善措置状況 平成 15 年 10 月 29 日

に係る回答年月日〕

# 〔調査の背景事情等〕

総務省は、平成5年10月、「医療保険事業に関する行政監察 - 政管健保、船員保険を中心として - 」の結果に基づき、

未適用事業所の解消、保険給付事務の適正化・効率化について、厚生労働省に対し勧告

医療保険事業の安定的な運営のためには、保険給付事務の一層の適正化・効率化が課題であるとされている。

この行政評価・監視は、平成5年10月の勧告のフォローアップを中心として実施

## 関係省庁が講じた改善措置状況

## 1 政府管掌健康保険

(1) 未適用事業所の解消

厚生労働省は、政府管掌健康保険(以下「政管健保」という。)の未適用事業所の適用の促進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

未適用事業所の把握については、商業登記申請書及び法人登記申請書の 定期的な閲覧の積極的な実施、雇用保険適用事業所名簿等の他機関の資料 の活用を行うことにより、効率的に実施すること。

#### (説 明)

事業所単位の適用により国民皆保険を実現するものであるが、適用対象事業所の把握が不十分

・ 新設事業所を効果的に把握するための法人登記申請書等の閲覧が未実施:調 査対象25社会保険事務所中6事務所

未適用事業所に対する適用勧奨については、勧奨対象とする未適用事業 所を限定することなく実施するとともに、その方法について、社会保険適 用指導員を活用した訪問などにより効果的に実施すること。 : 「回答」時に確認した改善措置状況

: 「その後の回答」時に確認した改善措置状況

今回の指摘を踏まえ、「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に係る適用促進について」(平成13年10月5日付け社会保険庁運営部医療保険課長補佐・年金保険課長補佐連名事務連絡。以下「事務連絡」という。)及び平成14年2月4日開催の全国社会保険事務局長会議(以下「事務局長会議」という。)により、未適用事業所の的確な把握に努めるよう改めて地方社会保険事務局等を指導

「政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進について」(平成14年9月26日付け社会保険庁運営部医療保険課長・年金保険課長連名通知。以下「14年度適用促進通知」という。) 平成14年10月に開催された全国社会保険事務所長会議(以下「14年度事務所長会議」という。) 及び15年1月31日開催の全国社会保険事務局長会議(以下「14年度事務局長会議」という。) により、商業登記申請書及び法人登記申請書の定期的な閲覧に加え、社会保険と労働保険の適用事業所データの突合結果リストの活用により、未適用事業所の的確な把握に努めるよう改めて地方社会保険事務局等を指導

今後とも、未適用事業所の的確な把握に努めるよう地方社会保険事務局等を指導

今回の指摘を踏まえ、「事務連絡」及び「事務局長会議」により、勧奨対象 は当該年度に把握した未適用事業所等に限定しないこと、勧奨方法は社会保険 適用指導員を活用した訪問などの効果的なものとすることについて改めて地 方社会保険事務局等を指導

#### 主な诵知事項

# (説 明)

未適用事業所に対する適用勧奨の対象選定及び勧奨方法が不十分

- ・ 当該年度に把握した未適用事業所のみを適用勧奨の対象として選定している もの:25社会保険事務所中5事務所
- ・ 当該年度に把握した一部のみしか対象として選定していないもの:25社会保 険事務所中6事務所
- ・ 勧奨の方法として、訪問を実施しているものが多い中で、文書又は電話による勧奨しか実施していないもの:25社会保険事務所中5事務所

社会保険労務士に委託する巡回説明業務については、対象事業所の選定 を適切に行うとともに、巡回説明を実施できなかった選定事業所に対して は再度の巡回説明を行うべきことを徹底させること。

また、巡回説明の結果を適用勧奨に積極的に活用するよう徹底を図ること。

## (説 明)

社会保険労務士による巡回説明の実施状況が不士分

- ・ 巡回説明の対象選定が不適切なもの:抽出17社会保険事務所中8事務所
- ・ 事業主が不在等で説明できなかったもの:抽出17社会保険事務所中5事務所
- ・ 巡回説明結果が十分に活用されていないもの:抽出17社会保険事務所中8事 務所

# (2) 保険給付事務の適正化・効率化

ア レセプト点検調査の充実・強化

厚生労働省は、医療費の適正化対策を推進する観点から、内容点検及び 外傷点検の実施の向上を図る必要がある。

## (説明)

内容点検及び外傷点検の実施が低調なレセプト点検事務センター(以下「セ

#### 関係省庁が講じた改善措置状況

「14年度適用促進通知」、「14年度事務所長会議」及び「14年度事務局長会議」 により、勧奨対象とする未適用事業所を限定しないこと、勧奨方法は社会保険 適用指導員を活用した訪問などの効果的なものとすることについて改めて地 方社会保険事務局等を指導

今後とも、より一層効果的な適用勧奨を徹底するよう地方社会保険事務局等を指導

「適用促進通知」等により、社会保険労務士が行う巡回説明対象事業所を適切に選定するとともに、巡回説明の徹底及び再度の巡回説明を実施すること、また、社会保険労務士から提出される報告書に基づき巡回説明後の事業所指導を効率的に行うよう地方社会保険事務局等を指導してきたところ

「14年度適用促進通知」、「14年度事務所長会議」及び「14年度事務局長会議」 により、巡回説明の対象事業所の適切な選定、事業主が不在等の場合における 再度の巡回説明の実施及び巡回説明結果の適用勧奨への積極的な活用等につ いて徹底するよう改めて地方社会保険事務局等を指導

今後とも、社会保険労務士が行う巡回説明の対象事業所の適切な選定、再度 の巡回説明の徹底及び巡回説明結果の適用勧奨への積極的な活用等について 徹底するよう地方社会保険事務局等を指導

今回の指摘を踏まえ、内容点検及び外傷点検の実施状況が低調であったセンターに対しては、地方社会保険事務局から事情を聴取し、その結果を踏まえた 改善策の検討を求めるとともに、「事務局長会議」において、内容点検及び外 傷点検の実施の向上を図るよう指導

# ンター」という。) あり

- ・ 単月点検の実施率:抽出13センターのうち60パーセント以上のものが6センターある一方で、20パーセント程度のものが2センター、2パーセント未満のものが1センター
- 特定点検が未実施:抽出16センターのうち4センター
- ・ 外傷点検の担当者 1 人当たり実施件数:抽出12センターのうち20万件以上のものが5センターある一方で、約10万件のものが2センター

## イ 第三者行為保険事故の求償事務の的確化

厚生労働省は、政管健保の第三者行為保険事故に係る求償の的確化及び債権 の管理の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

# 第三者行為保険事故の把握については、

)第三者行為傷病届の励行について、被保険者に対する効果的な周知 の推進を図ること、

)レセプト点検等により第三者の行為に起因する傷病のレセプトを把握した場合には、事務処理マニュアルの定めのとおり、被保険者等に対する負傷原因の照会、確認及び第三者行為傷病届の提出の督促を的確に実施すること。

## (説 明)

被保険者による第三者行為傷病届の提出が励行されていない。

第三者行為傷病届のうち55パーセント以上は、センター(6センター)が

#### 関係省庁が講じた改善措置状況

「14年度事務所長会議」及び「14年度事務局長会議」により、効率的かつ効果的なレセプト点検調査の実施について、改めて地方社会保険事務局等に対し指導するとともに、本庁が行う総合監察の中で、レセプト点検調査の内容点検及び外傷点検の実施の向上等について指導

また、レセプト点検担当者の知識及び資質の向上を図るため、全国11か所のセンターにおいて、レセプト点検の着眼点等に関する研修を実施

さらに、平成14年度末には、レセプト点検調査の効率的かつ効果的な実施を目的として、「レセプト情報管理システム」を全センターに設置

なお、単月点検の実施率が低調であった3センターについては、いずれも 実施率は向上し、縦覧点検の実施率が低調であった6センターについても、 実施率は向上。また、特定点検が未実施であった4センターすべてにおいて、 特定点検を実施。さらに、外傷点検の1人当たり実施件数が低調であった2 センターのうち1センターは実施件数が向上

今後とも、レセプト点検調査のより一層の充実・強化を図るよう地方社会 保険事務局等を指導するとともに、平成15年度は全センターにおいて、研修を 実施予定

今回の指摘を踏まえ、「事務局長会議」により、被保険者等に対する第三者 行為傷病届の励行の効果的な周知、被保険者に対する負傷原因の照会、確認及 び第三者行為傷病届の提出の督促について改めて地方社会保険事務局等を指 導

「14年度事務所長会議」において指導、また、平成15年度社会保険事業計画 (以下「15年度事業計画」という。)の実施事項において、被保険者等に対す る第三者行為傷病届の届出に係る指導・啓発を適正に行うよう位置付け、地方 社会保険事務局等を指導

また、平成14年度末には、「レセプト情報管理システム」を全センターに設置し、第三者行為保険事故の把握事務に係る負傷原因照会票の作成及び照会の

被保険者への照会により提出させたもの

求償事務については、損害保険会社等の保険金が支払済みとなっている場合の加害者個人への求償を的確に行うこと。

また、顧問弁護士の社会保険事務所及びセンターにおける活用を拡大して、求償事務の推進を図ること。

## (説 明)

債権の求償事務が的確に実施されていない。

- 加害者個人に債権を直接求償しなければならない事案について、求償していないもの:17センター中2センター
- ・ 求償事務の支援等に非常勤顧問弁護士を活用しているもの:17センター中 3センター

#### 債権の管理については、

)債権管理簿の整備を徹底した上で、納入履行期限が徒過した場合の 督促、催告の措置を的確に講じること、

)時効中断のための具体的な対応措置を事務処理マニュアル等において明示した上で、当該措置の徹底を図ること。

## (説 明)

債権管理が適正に実施されていない。

- ・ 納入告知書の履行期限を徒過しても長期にわたり督促していないもの:25 社会保険事務所中7事務所(62件)
- ・ 直近の督促後、長期にわたり催告していないもの:25社会保険事務所中4 事務所(9件)
- ・ 事務処理マニュアルに、債権の時効消滅のおそれがある場合の具体的な対 応措置が示されていないこともあり、適切な時効中断措置が採られておら

#### 関係省庁が講じた改善措置状況

結果管理等の効率化を図った。

今後とも、事業主及び被保険者に対して、より一層効果的な第三者行為傷病 届の届出に係る指導・啓発及び督促を徹底するよう地方社会保険事務局等を指 道

今回の指摘を踏まえ、「事務局長会議」により、求償を的確に行うことについて、改めて地方社会保険事務局等を指導

「14年度事務所長会議」及び「14年度事務局長会議」により、なお一層の効率的かつ効果的な求償事務を行うよう改めて地方社会保険事務局等を指導

今後とも、非常勤顧問弁護士を積極的に活用し、損害保険会社等に対し速やかに求償するよう地方社会保険事務局等を指導

今回の指摘を踏まえ、「事務局長会議」により、督促、催告の措置を的確に 講じるよう改めて地方社会保険事務局等を指導

また、「事務処理マニュアル」に時効中断のための具体的な対応措置を明示することについては、平成13年度の地方社会保険事務局等における債権の管理状況をみた上で、検討の予定

「14年度事務所長会議」及び「14年度事務局長会議」により、納入履行期限が徒過した場合の督促、催告の措置を的確に講じるよう改めて地方社会保険事務局等を指導

また、「事務処理マニュアル」等に時効中断のための具体的な対応措置を明示することについては、平成13年度以降の地方社会保険事務局等における債権の管理状況を把握し、今後、これらのデータの蓄積に努め、事務処理マニュアル等に明示する予定

今後とも、適正な債権管理を実施するよう地方社会保険事務局等を指導

ず、債権が時効消滅しているもの:25社会保険事務所中19事務所で156件

#### ウ 高医療費地域における医療費適正化対策の推進

厚生労働省は、高医療費地域対策の効果的な推進を図る観点から、高医療費地域ごとに高医療費の要因の把握分析を行った上で、高医療費解消に向けた効果的な対策を的確に実施する必要がある。

## (説明)

高医療費解消のための要因分析及びその解消に向けた具体的な対策を実施 していない状況

- ・ レセプト点検調査において、レセプトと医療機関の施設基準との突合点検 等を実施していないもの: 7地方社会保険事務局中6事務局
- ・ 事業所指導において、受診率の高い事業所に対して、保健婦による巡回指導を行っていないもの: 7地方社会保険事務局中4事務局
- ・ 健康診断の受診勧奨を行っていないもの:7地方社会保険事務局中7事務 局

#### 2 船員保険

(1) 船員保険の適用及び保険料徴収の適正化

厚生労働省は、船員保険の適用対象船舶所有者による適用手続及び保険料の徴収の適正化を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

船員法適用船舶所有者名簿の活用を励行させることにより、適用対象船舶所有者の把握を的確に行うとともに、把握した船舶所有者については、訪問などのより効果的な適用勧奨方法により、適用の促進を図ること。

## (説 明)

適用対象船舶所有者の把握及び適用勧奨が不十分

・ 船員法適用船舶所有者名簿との突合による適用対象船舶所有者の把握を行っていないもの:9地方社会保険事務局等中1事務局

#### 関係省庁が講じた改善措置状況

今回の指摘を踏まえ、平成14年度社会保険事業計画(以下「14年度事業計画」 という。)において、高医療費地域における事業所ごとの医療費特性等に着目 し、より効果的な対策を実施するよう地方社会保険事務局等に指示

「15年度事業計画」の実施事項においても、引き続き、高医療費地域における事業所ごとの医療費特性等の分析を行うとともに、その分析に基づく内容点検、被保険者及び事業所の指導を実施するよう位置付け、改めて地方社会保険事務局等を指導

また、平成14年度末には、「レセプト情報管理システム」を導入し、医療機関別、事業所別、基準点数以上等の条件指定によるレセプトの抽出が行えることとなり、効果的なレセプト点検調査の実施が可能となった。

今後とも、高医療費地域における医療費適正化対策を推進するよう地方社会 保険事務局等を指導

## (1) 船員保険の適用及び保険料徴収の適正化

「事務局長会議」において、地方運輸局等から船員法適用船舶所有者名簿の 閲覧・提供を受け、この名簿に基づき、適用対象船舶所有者の的確な把握に努 めるとともに、訪問などの効果的な適用勧奨を実施するよう地方社会保険事務 局等に指示。また、「14年度事業計画」においても適用対象船舶所有者の適正 把握の実施について指示

「15年度事業計画」の実施事項において、適用対象船舶所有者の適正把握を 実施するよう位置付け、地方運輸局等から船員法適用船舶所有者名簿の閲覧・ 提供を受け、この名簿に基づき適用勧奨の実施を行うよう改めて地方社会保険

- ・ 把握した適用対象船舶所有者の一部についてしか適用勧奨を行っていないもの: 9地方社会保険事務局等中3事務局
- ・ 適用勧奨の方法として、訪問による方法を全く採っていないもの:9地方社 会保険事務局等中1事務局

標準報酬実態調査の毎年の実施を徹底すること。また、標準報酬実態調査記録台帳の整備を徹底すること。

## (説 明)

標準報酬実態調査の実施が励行されていない状況

年1回の標準報酬実態調査の実施を励行していないもの:9地方社会保険事務局等中8事務局

このうち、同調査を長期にわたり実施していないもの:9地方社会保険事務 局等中4事務局

・ 標準報酬実態調査記録のうち汽船に係る台帳を整備していないもの:9地方 社会保険事務局等中1事務局

## 関係省庁が講じた改善措置状況

## 事務局等を指導

また、船員保険事務研修(平成14年11月開催。以下「14年事務研修」という。) の場において、地方社会保険事務局等ごとの船員法適用船舶所有者名簿と把握 済みの船舶所有者との突合状況及び未適用船舶所有者の未手続理由等を報告 させるとともに、未適用船舶所有者に対し、訪問及び関係団体等との連絡調整 を実施し、未適用船舶所有者に対する適用促進を行うよう地方社会保険事務局 等を指導

なお、「14年事務研修」に参加した37地方社会保険事務局等のうち、10事務局等においては、船員法適用船舶所有者名簿を活用して適用対象船舶所有者を把握するとともに、未適用船舶所有者とみられる185船舶所有者に対して訪問による適用勧奨を行い、これまでに5船舶所有者に適用。また、27事務局等からは、平成14年度末までに船員法適用船舶所有者名簿を活用した適用対象船舶所有者の把握及び未適用船舶所有者に対する訪問による適用勧奨を実施するとの報告

今後とも、船員保険の適用の適正化について、地方社会保険事務局等を指導

「14年度事業計画」において、船員保険事業の船舶所有者に対する調査を 効果的に実施し、被保険者及び被扶養者の資格、標準報酬を適正に把握する よう地方社会保険事務局等に指示

「15年度事業計画」の実施事項において、被保険者等の資格、標準報酬を適正に把握するよう位置付け、改めて地方社会保険事務局等を指導

また、「14年事務研修」の場において、地方社会保険事務局等ごとの、 船舶所有者に対する標準報酬実態調査及び説明会等の実施状況、 標準報酬実態調査記録台帳の整備状況等を報告させるとともに、報酬月額の適正化対策を推進するよう地方社会保険事務局等を指導

なお、「14年事務研修」に参加した37地方社会保険事務局等は、すべて標準 報酬実態調査を毎年実施し、そのうち27事務局等で標準報酬実態調査記録台帳 を整備

今後とも、保険料徴収の適正化について、地方社会保険事務局等を指導

(2) 保険給付事務等の適正化・効率化

厚生労働省は、船員保険の保険給付の適正化、第三者行為保険事故に係る求償 事務の適正化等を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

資格点検、内容点検及び外傷点検の実施の徹底を図ること。

## (説 明)

資格点検、内容点検及び外傷点検の実施が低調

- ・ 資格点検の実施率が70パーセントにとどまっているもの:12センター等中1 センター等
- ・ 内容点検及び外傷点検を全く実施していないもの: 12センター等中3センター等

- )第三者行為傷病届の励行について、被保険者に対する効果的な周知 の推進を図ること。
- ) 求償事務については、損害保険金が支払済みとなっている場合の加害者個人への求償を的確に行うこと。また、第三者行為傷病届を受付後は迅速な事務処理を行うこと。
- )債権の管理については、時効中断のための具体的な対応措置を事務 処理マニュアル等において明示した上で、当該措置の徹底を図ること。

## (説 明)

第三者行為保険事故の把握及び求償事務が的確に実施されていない状況

#### 関係省庁が講じた改善措置状況

今回の指摘を踏まえ、点検調査が低調であったセンターに対しては、地方社会保険事務局から事情を聴取し、その結果を踏まえた改善策の検討を求めるとともに、「事務局長会議」において、レセプト点検調査の実施の徹底を図るよう指導

「14年度事務所長会議」及び「14年度事務局長会議」により、効率的かつ効果的なレセプト点検調査の実施について、改めて地方社会保険事務局等を指導するとともに、本庁が行う総合監察の中で、レセプト点検調査の資格点検、内容点検及び外傷点検の実施の徹底等について指導

また、レセプト点検担当者の知識及び資質の向上を図るため、全国11か所の センターにおいて、レセプト点検の着眼点等に関する研修を実施

なお、資格点検の実施率が70パーセントにとどまっていた1センター等では、実施率が100パーセントとなっており、また、内容点検及び外傷点検が未 実施であった3センター等のすべてにおいて、内容点検及び外傷点検を実施

今後とも、レセプト点検調査のより一層の充実・強化を図るよう地方社会保 険事務局等を指導するとともに、平成15年度は全センターにおいて、研修を実 施予定

- ) 今回の指摘を踏まえ、「事務局長会議」により、被保険者等に対する第 三者行為傷病届の励行の効果的な周知、被保険者に対する負傷原因の照 会、確認及び第三者行為傷病届の提出の督促について、改めて地方社会保 険事務局等を指導
- ) 今回の指摘を踏まえ、「事務局長会議」により、求償を的確に行うこと 及び第三者行為傷病届を受付後は迅速な事務処理を行うことについて、改 めて地方社会保険事務局等を指導
- ) 今回の指摘を踏まえ、「事務局長会議」により、督促、催告の措置を的 確に講じるよう改めて地方社会保険事務局等を指導

また、「事務処理マニュアル」に時効中断のための具体的な対応措置を

- ・ 抽出 6 センターのうち第三者行為傷病届の提出により把握できたもの:30.9 パーセント
- ・ 加害者個人に債権を求償しなければならない事案について、求償していないもの:9センター等中1センター等
- ・ 第三者行為傷病届受付後、求償事務手続きを行わず損害賠償請求権が消滅しているもの:9センター等中1センター等
- ・ 適切な時効中断措置を採っていないため、債権が時効消滅しているもの:9 地方社会保険事務局等中3事務局等で3件

#### 関係省庁が講じた改善措置状況

明示することについては、平成13年度の地方社会保険事務局等における債権の管理状況をみた上で、検討の予定

) 「14年度事務所長会議」により指導、また、「15年度事業計画」の実施 事項において、事業主及び被保険者に対する第三者行為傷病届の届出に係 る指導・啓発を適正に行うよう位置付け、改めて地方社会保険事務局等を 指導

今後とも、事業主及び被保険者に対して、より一層効果的な第三者行為 傷病届の届出の指導・啓発及び督促を徹底するよう地方社会保険事務局等 を指導

) 「14年度事務所長会議」及び「14年度事務局長会議」により、なお一層 の効率的かつ効果的な求償事務を行うよう、改めて地方社会保険事務局等 を指導

今後とも、非常勤顧問弁護士を積極的に活用し、損害保険会社等に対し 速やかに求償すること及び第三者行為傷病届を受付後は迅速な事務処理 を行うことについて、地方社会保険事務局等を指導

)「14年度事務所長会議」及び「14年度事務局長会議」により、納入履行期限が徒過した場合の督促、催告の措置を的確に講じるよう改めて地方社会保険事務局等を指導

また、「事務処理マニュアル」等に時効中断のための具体的な対応措置を明示することについては、平成13年度以降の地方社会保険事務局等における債権の管理状況を把握し、今後、これらのデータの蓄積に努め、事務処理マニュアル等に明示する予定

今後とも、適正な債権管理を実施するよう地方会保険事務局等を指導

#### 主な诵知事項

# (3) 傷病手当金給付事務の適正化

厚生労働省は、船員保険の保険給付の適正化を推進する観点から、次の措置を 講ずる必要がある。

長期受給者等を中心に、療養状況等調査票を提出させ、職務不能の照 会・確認を徹底すること。

傷病手当金を支給することに疑義のある者に対する実地調査を的確に 実施すること。

# (説 明)

療養状況等調査票の活用及び実地調査の実施が不十分

- ・ 療養状況等調査票の提出要求による照会の実施に消極的なもの:抽出6地方 社会保険事務局等中4事務局等
- ・ 7地方社会保険事務局等において、実地調査の実施率が0.5パーセントから 6.5パーセントと低いものあり

#### 関係省庁が講じた改善措置状況

「14年度事業計画」において、傷病手当金の支給の適正化を推進するよう地方社会保険事務局等に指示

「15年度事業計画」の実施事項において、傷病手当金の支給の適正化を推進するよう位置付け、改めて地方社会保険事務局等を指導

また、「14年事務研修」の場において地方社会保険事務局等ごとの、 審査 の強化、 療養状況・日常生活状況調査票の活用、 実地調査の実施等の状況 を報告させるとともに、傷病手当金給付事務の適正化対策を推進するよう地方社会保険事務局等を指導

なお、「14年事務研修」に参加した37地方社会保険事務局等のうち、長期受給者等に対し療養状況等調査票を提出させ、職務不能の状況を確認しているものは36事務局等、傷病手当金を支給することに疑義のある者に対して実態調査を行ったものは、24事務局等で対象者は364人

今後とも、傷病手当金の支給の適正化を推進するよう地方社会保険事務局等を指導